

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 修正申告後の更正の請求

Q: 私は、先月、配当所得の一部に申告もれがあることに気づき、所得税の修正申告書を提出しましたが、その後、その修正申告書を見直してみたところ、配当控除をしていないことがわかりました。この場合、更正の請求はできるでしょうか。

A: 修正申告書に係る確定申告書の法定申告期限から1年以内であれば、更正の請求をすることができます。

### 【解説】

更正の請求の規定によれば、個人が納税申告書を提出した場合において、その申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が所得税法の規定に従っていなかったこと、又はその計算に誤りがあったことにより、その申告書の提出により納付すべき税額が過大となったときは、その申告書に係る法定申告期限から1年以内に限り、更正の請求をすることができます。

この場合、納税申告書には、所得税の期限内申告書のほか、修正申告書も含まれますから、修正申告書に記載した納付すべき所得税額が過大の場合にも更正の請求はできることになります。

この請求期間は、修正申告書の提出日に関係なく法定申告期限から1年以内ですので、この期限を経過すると更正の請求は認められないことになっています。

